

令和6年7月11日

保護者 様

京丹後市立峰山小学校

校長 上野 ゆかり

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について(お知らせ)

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に対しましてご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月から、熱中症警戒アラートの一段上の**熱中症特別警戒アラート**の運用が始まりました。熱中症特別警戒アラートが発表される場合は、過去に例のない危険な暑さが予測され、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。

つきましては、熱中症特別警戒アラートの発表時におきましては、下記の通り対応いたしますので、ご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

記

1 発表基準について

京都府内では、暑さ指数情報提供地点すべてで、**35を超える場合**に、前日の14時頃に京都府に発表されます。

* 暑さ指数情報提供地点【間人、宮津、舞鶴、福知山、美山、園部、京都、京田辺の8か所】

2 発表時の対応について

- (1) 熱中症特別警戒アラートが京都府に発表された場合は、警報・災害レベルと判断し、京丹後市小中学校は**原則休校**とします。
- (2) 京都府で熱中症特別警戒アラートが出ていなくても、間人で暑さ指数35が出た場合は、京丹後市小中学校においては、(1)と同程度の対応を検討します。
- (3) 登校後に暑さ指数が35以上になった場合は、活動中止等の措置をとり、児童の体調を慎重に確認します。下校については、指数が下がるまで待つ等の対応を検討します。

※ (1)～(3)のいずれの場合も、**tetoru**でお知らせをいたします。